

横浜市内の指定障害児通所支援事業所
 指定障害児相談支援事業所
 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和 8 年度児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所・指定障害児相談支援事業所給付費算定に係る 体制等に関する届出書の提出について（通知）

日頃から本市の障害児福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

児童福祉法における給付費の算定にあたっては、「平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号」の規定により、加算の算定の区分や、算定する給付費等を決定することになっています。

つきましては、下記に該当する指定障害児通所支援事業所・指定障害児相談支援事業所（以下「事業所等」）については、令和 8 年度の「体制届」「変更届」の提出をお願いいたします。

集団指導でもご説明させていただきました通り、令和 8 年度から一部の様式を国から定められている様式に変更しています。届出をする際は、新様式でご提出ください。

なお、令和 8 年度処遇改善加算を取得する場合には、例年通り変更の有無に関わらず計画書の提出が必要です。神奈川県からの案内をご参照いただき、計画書の提出をお願いします。

（参照：<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=70>）

1 体制届・変更届について

(1) 届出申請の要否

| | |
|-----------------------------|--------|
| 新たに加算を算定する場合 | 体制届を提出 |
| 加配の区分を変更する場合 | |
| 加算を算定しなくなる場合 | |
| 昨年度と同様の内容で継続して加算等を算定する場合 | 提出不要 |
| 加算の算定区分に変更の生じない従業員等の変更がある場合 | 変更届を提出 |

※人員の変更等で、加算内容に変更が生じない場合は、「変更届」で提出をしてください。

※「基準人員（最低人員）」または「加算の算定要件に該当する職員」ではない職員の変更は、届出不要です。

※複数事業所または複数単位の書類を提出する場合は、それぞれ分けてご提出ください（複数単位をご提出される場合は、どの単位の届出か分かるよう事業所名に単位数を補記してください）。

(2) 提出期間

| 4月から加算を算定・変更を行う場合 | 5月以降加算を算定・変更を行う場合 |
|--------------------------------------|---|
| <体制届・変更届> 令和 8 年 4 月 2 日～4 月 15 日 | <体制届> 新たに算定しようとする月の前月 15 日まで（厳守） <変更届> 変更の日から 10 日以内 |

(3) 提出方法

電子システム (<https://shougai.kanafuku-sinsei.jp>) へ提出

※ FAX、郵送（郵送での提出と定められている要件以外）での申請は、原則受け付けていません。

(4) 提出書類

届出をする際に必要な添付書類については、下記 URL に掲載の「主な変更時の提出書類一覧」をご参照ください。

なお、標準様式に変更されたことに伴い、令和8年4月以降から体制届を提出する際に、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所のみ「指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書（別紙59）」を該当のサービス種類ごと（変更する加算等の内容に関係なく）に毎回ご提出いただくことになりました。詳細は「主な変更時の提出書類一覧」をご確認ください。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=13544>

(5) 様式の掲載場所

下記 URL から「令和8年度障害児通所・入所支援事業体制届」をダウンロードし、使用してください。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=155>

(6) 自己評価について

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、自己評価について年度ごとに提出が必要になります。上記の手順のとおり、届出を行ってください。

<参考>

| | 自己評価結果公表の期限 | 自己評価結果の届出時期 |
|----------------------|-------------|-------------|
| 令和7年4月までに指定を受けている事業所 | 令和8年3月31日まで | 令和8年4月提出 |
| 令和7年5月以降に指定を受けた事業所 | 令和9年3月31日まで | 令和9年4月提出 |

(7) 経営情報の見える化について

昨年8月末より経営情報の見える化に係る報告を開始し令和6年度決算情報については、障害福祉サービス等情報公表制度システムにおいて令和8年3月末までの報告が必要です。未報告の場合は「情報公表未報告減算」の適用対象となりますので、必ず期限までに報告をお願いいたします。

(8) 処遇改善加算について

処遇改善加算を算定する場合は、「計画書」だけでなく、「体制届」の提出も必ず行ってください。計画書の提出については、神奈川県のお知らせをご確認ください。

2 注意事項

(1) 事業所への確認、不足書類の問い合わせ

書類の不備、記載内容に指摘・照会がある場合は、体制届・変更届審査委託先（かながわ福祉サービス振興会）から各事業所に問い合わせますので、期日までに速やかに回答いただくようお願いいたします。

また、届出欄に連絡先を記入する欄が設けられていますので、スムーズに問合せができるようご記入ください。

(2) 郵送での提出が必要な届出について

「事業所の休止・再開・廃止」「定員の変更」については、事前に障害児福祉保健課までお電話でご連絡いただいた上で、郵送にてご提出ください。

次ページあり

3 書類の提出先・問い合わせ先

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・体制届 ・変更届 ・処遇改善加算 <p>に関すること</p> <p><対象事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 | <p>公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 障害福祉部 障害指導課</p> <p><提出先></p> <p>web 申請システム https://shougai.kanafuku-sinsei.jp ※郵送やメールでの提出は、受け付けていません。</p> <p><問合せ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制届、変更届について <p>受付時間：平日 9:00～17:00 電 話：045-681-8435 Eメール：jidoujitti@kanafuku.jp ※原則として、お問合せはEメールでお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善加算について <p>受付時間：平日 9:15～16:45 電 話：045-681-8434 Eメール：shogu@kanafuku.jp ※原則として、お問合せはEメールでお願いします。</p> |
| <p>上記以外</p> <p><郵送での提出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・休止・再開 ・廃止 ・定員の変更 | <p>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（13階） 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課</p> <p>受付時間：平日 8:45～12:00/13:00～17:15 電 話：045-671-4274 Eメール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp ※原則として、お問合せはEメールでお願いします。 ※事業所の所在地変更の届出を提出する場合は、事前に上記のメールアドレスに平面図、物件相談シート等を送付し基準を満たしているか横浜市へ確認してください。 詳細は下記URLをご確認ください。 https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=15680</p> |